

平成16年10月29日

各位

会社名	昭和ゴム株式会社
コード番号	5103
問い合わせ先	取締役総務部長 重田 衛
電話番号	04-7131-0181

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は平成15年7月25日に大生工業株式会社(東京都中央区)を被告として保証金返還請求の訴訟を起こした裁判(事件表示:平成15年(ワ)第16941号)に関して、平成16年10月18日に下記のとおり判決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

#### 2. 経緯

当社の訴訟内容は、新事業のアクアセラミックス(コンクリート構造物等の内壁・外壁の補強剤)について、被告の発注数量が契約内容より著しく減少したため、平成12年9月30日付で締結した「製造業務等提携基本契約書」に基づき、同契約を解消して、差し入れ保証金8億円のうち最初の請求として2億円の返還を求めたものであります。

これまで当社は、本件を裁判上の和解で合意できるよう誠意をもって交渉してまいりましたが、相手方の理解を得られず合意にいたらなかったため、判決を求めたものであります。

#### 3. 訴訟に対する当社の考え方

当社が主張した趣旨の第一は、本契約のときに大生工業から提示された毎月30トン以上のアクアセラミックスの発注予定が、その後、月1トンにも満たない状態が続いたので途中解約の通知をして、それが有効であると主張した点です。

第二は、同社に保証金の一部を返還するように申し入れて協議しましたが、同社の不誠実な対応により信頼関係が破壊されたので、途中解約は有効であると主張した点です。

第三は、以上の理由により、8億円の返還請求権が認められて当然であるが、とりあえず、このうちの2億円および年6分の金利の支払いを求めることを主張した点です。

#### 4. 判決の内容

判決理由の趣旨の第一は、本件の発注予定量については、億単位の取引でありながら法的拘束力のある書面がないので、その理由では途中解約の理由にならないと判断したものです。

第二は、原告のいう「被告の不誠実な対応により両者の信頼関係が破壊された」という理由では「有責契約当事者」による解約を安易に認めることには問題があるので、途中解約は理由がないと判断した点です。

第三は、被告としても、突然の解約申し入れに対しては、早期に回答できなくても止むを得ないし、被告が提出した事業計画が実現不可能と思われても、それだけで、被告が不誠実で責任があるとはいえないので、原告の主張する信頼関係の喪失を理由とする解約申し入れは理由がない。よって、原告の本訴請求は、理由がないと判断された点です。

#### 5. 判決に対する当社の考え方

当社は、この判決を不服として、平成16年10月28日東京高等裁判所に控訴いたしました。控訴理由の提出は平成16年12月20日の期限までに行う予定でありませ

#### 6. 業績への影響

本件に係わる保証金の業績への影響につきましては、平成16年3月期の連結貸借対照表の固定資産の部に、貸倒引当金8億5,322万円（このうち、本件保証金の引当金は8億円）を計上しておりますので、今後、損益への影響はありません。

財務内容につきましては、本件保証金は約4年前の平成12年10月3日に交付したものでありますので、現在の経営計画および資金繰り計画には、影響ありません。

今後、アクアセラミックス事業を継続するか撤退するかの判断につきましては、控訴審の判決確定の後に判断する予定であります。

以 上